

生徒心得



静岡県立静岡商業高等学校

静岡市葵区田町七丁目 90 番地

TEL 054 (255) 6241(代)

校 訓

剛 健 進 取

実行目標

- 1 たえず努力をして実力をかん養する
- 2 常に自分を省みて品位の向上を目指す
- 3 生徒としての誇りを持って自主的に行動する
- 4 誠実にことを行い互いに信頼し合う
- 5 正直・真面目であり進んで責任を果たす
- 6 強健な身体をつくり明朗・快活な精神を養う
- 7 規律を守り他人に迷惑をかけない

生徒心得

本校生徒は静商生としての自覚を持ち、伝統を築くべく学業にいそしみ、品位を持った生活を心掛ける。

1 礼儀

礼は自他の人格を尊重する敬愛の精神の現れである。

- (1) 来客者に会ったときは挨拶する。
- (2) 職員室及び準備室に出入りするときは挨拶する。
- (3) 先生と応対するときは言語を明瞭丁寧にし、粗野な態度をしない。
- (4) 生徒はお互いに親しみを持って挨拶する。
- (5) 集会のときは静粛にして私語などをして他人に迷惑をかけるようなことはしない。

2 服装、頭髪等

服装は質素、清潔を旨とし正しく着用し、装飾品、装身具は一切使用しない。

- (1) 通学の際は、季節に応じて、次のように本校規定の制服を着用する。

ア 男子

冬服は本校指定の黒詰襟学生服で、左襟に本校のバッジ、右襟に学年章をつける。

夏服は上衣を脱いで長袖白Yシャツ又は白無地開襟シャツを着用した状態を制服とし、左胸に胸章をつける。中着は白色無地を着用する。盛夏時は半袖白Yシャツを着用してもよい。背丈の長い上衣、及び極端に短い上衣・変型及びベルトレスズボン又は3タック以上のズボンは禁止する。ベルトについては無地の黒又は茶色とする。防寒具はハーフ丈とし、華美でないものとする。

イ 女子

冬服、合服、夏服の3種類とし、スカートとスラックスは自由

選択とする。なお、スカート丈は膝が隠れること。左胸に本校のバッジをつける。防寒具はハーフ丈とし、華美でないものとする。ベルトについては無地の黒又は茶色とする。

(2) 通学の際は原則として地味な革靴又は運動靴を使用する。雨天の際は雨靴を使用してもよい。サンダルは禁止とする。

(3) 雨天時、自転車で通学する場合は、カッパを着用する。傘さし運転は禁止する。

(4) 靴下は、白・黒・紺の無地とする。また、冬季のストッキングは肌色又は黒色の無地とする。

(5) 校舎内では規定の上履（スリッパ）を使用する。

(6) 通学バッグは特に指定はない。華美なものを避ける。

(7) 所有物には、H R氏名を明記する。

(8) 頭髪は清潔端正であること。

男子は自然に下した状態で目、耳、襟にかからない長さとする。

女子は髪のはきは肩についたら結ぶこととする。それ以上に伸ばす時は黒・紺・茶色のゴム紐でひとつに結ぶ。

(9) 男女ともに髪にパーマネントやカールをかけたり、染髪、脱色等人工的加工を一切しないこと。

(10) 男女ともに上着の下に黒・紺・灰色のセーター・カーディガンを着用することができる。ただし、上着から出ないようにすること。また、マフラー・手袋の着用もすることができる。なお、防寒具の使用は、登下校時中及び公用での外出のみとする。

男子生徒服装着用規定

1 男子は本校規定の学生服で、変型学生服は着用できない。校章（左）学年章（右）をつける。

2 夏服は白無地ワイシャツ（長袖又は半袖）を制服とする。左ポケッ

ト上に胸章をつける。

3 本校規定

(1) カラー部

襟カラーの高さは4cm 前後を標準とし、5cm をこえない。カラーが装着できるものが望ましいが、襟の先端に白色のパイピングを配したラウンドカラータイプの学生服も許可する。

(2) 背丈、上衣丈

標準型とし、極端に背丈（上衣丈）の長いもの又は短いものは許可しない。

(3) 袖口

- ・標準 14～14.5cm
- ・袖ボタンは2つ、ホック止めとなっているものはぬいつけること。

(4) 渡り幅

10号（30cm）、12号（31cm）、14号（32cm）

(5) スソ幅

10号（21.5cm）、12号（22cm）、14号（22.5cm）

女子生徒服装着用規定

冬服 ブレザー＋長ブラウス＋ベスト＋スカートまたはスラックス

合服 長ブラウス＋ネクタイ＋ベスト＋スカートまたはスラックス

夏服 オーバーブラウス＋スカートまたはスラックス

留意事項

服装はいずれも必ず学校指定のものであること。

正しい着用をし、作り変えたりしないこと。

3 校内

(1) 生徒は1、2年生8時15分、3年生8時20分までに登校する。

- (2) 登校後放課後まで許可無くして校外に出ない。やむを得ない理由で外出するときはホームルーム担任又は学年主任より外出許可証をもらうこと。
- (3) 窓ガラス、器具等を破損したときは直ちにホームルーム担任等に申し出て、事由によっては弁済の責を負う。
- (4) 許可無くして団体を組織したり、集会を催したり、文書を発行したり、掲示したり、金品を募集しない。
- (5) 他のクラブ部室にはみだりに出入りしない。
- (6) 拾得物又は紛失物はすみやかに届け出る。
- (7) 校内は常に清潔にし、校内美化につとめる。
- (8) 北館エレベーターの使用を原則として禁止する。
- (9) スマートフォンを持ち込む場合は、学校敷地内は放課後までは電源を切ってロッカー又はバッグに入れておき使用しない。放課後に家庭への連絡が必要な場合、生徒昇降口前及び駐輪場のみ使用を許可する。ルールを守れない者は預かり指導等を行う。
- (10) 学校へは必要以上の貴重品は持参しない。(貴重品を持参する必要が生じた場合は、必ず登校してすぐ担任又は顧問に預ける。)

4 欠席、遅刻、早退

- (1) 欠席、忌引きの場合は必ず保護者が連絡する。
- (2) 遅刻したときは職員室で入室許可証をもらって入室する。
- (3) 早退、欠課するときはホームルーム担任又は他の先生の許可をうける。

5 通学

- (1) 通学の途上では、交通規則を守り本校生として見苦しい言動をしない。
- (2) 電車、バス等で通学するときは危険な行為や他の乗客に迷惑になるような行動をとらない。
- (3) 自転車で通学するときは学校が許可したステッカーを貼った自

転車を使用すること。

(4) 事故が起きたときは、速やかに学校に連絡する。

6 校外

(1) 風紀上よくないと思われる飲食店や娯楽場、劇場に出入りしない。

(2) 校外における本校生としての活動時には制服を着用する。

(3) 本校生として他の団体との交流や活動に参加する場合は届け出て許可を得る。

(4) 二輪車の免許取得使用は原則として禁止する。普通車の免許取得は学校の指示によること。

(5) モペッド（フル電動自転車）、電動キックスケーターの公道での使用は禁止する。

(6) アルバイトは原則的に禁止とする。ただし、必要な場合には届け出をし、許可を得ること。

(7) 常に交通規則を守り、違反、事故などを起こさないように細心の注意を払う。

7 保健、衛生

(1) 学校は公共の場であることを忘れず、常に個人並びに公衆衛生についての配慮を忘れてはならない。

(2) 個人の健康を維持、増進するために生活のリズムを乱さない「規則正しい生活」を身につける。身体に不調を感じたら健康相談を利用するなどして、病気の早期発見早期治療に努め、常に健康維持をはかる。

(3) 健康診断の結果、治療勧告を受けた生徒はすみやかに専門医の処置指導を受け、医師の治療証明書を提出する。長期間治療を要するものは、治療中でも決められた期日までにその旨を提出する。

(4) 本人が感染症にかかったとき、又はかかっている疑いのあるときは、直ちに医師の診断を受け、速やかに学校に報告し、学校の指示を受ける。

8 定期テスト

- (1) テストの時、以下の物以外は全部まとめて廊下等に整理して置く。
 - ア 鉛筆、シャープペンシル
 - イ 消ゴム
 - ウ 問題配布前に先生の指示許可されたもの
 - エ 下敷等は先生の許可を得て使用する。
- (2) 机の中には一物も残さない。
- (3) テスト時間中は、厳正な態度で受験する。(中途退室は原則として認めない。)
- (4) 15分以上遅刻したものはその教科のテストを受けることができない。追試験となる。
- (5) 不正行為は絶対に行わない。(スマートフォンの持込不可)
- (6) テスト中、いかなる理由でも他人から物を借りることは認めない。
- (7) テスト1週間前及び期間中は職員室、印刷室等に許可なくして立入らない。

9 願 届

- (1) 願届はすべて保護者又は保証人の署名捺印の上、学校長宛ホームルーム担任に提出する。
- (2) 届を提出しなければならないものは次の通りである。
 - ア 寄宿するとき。
 - イ 住所氏名を変更したとき。
 - ウ 保護者、保証人が変更したとき。
- (3) 願届を提出しなければならないときは次の通りである。
 - ア 退学するとき。
 - イ 休学するとき。
 - ウ 復学するとき。
 - エ 転校するとき。
 - オ 証明書(成績、卒業見込、在学、身分)の交付を願うとき。

- カ 自転車の通学を願うとき。
- キ 集会を催すとき、また参加するとき。
- ク 校舎校具を借りるとき。
- ケ 学割を申請するとき。
- コ アルバイトをするとき。
- サ 本校生として他の団体との交流や活動に参加するとき。
- シ 普通車の免許取得のため自動車学校に通学するとき。

10 選挙運動、政治的活動

- (1) 学校の教育活動（授業、生徒会活動、部活動等）の場を利用した選挙運動や政治的活動については禁止とする。
- (2) 教育活動以外の場における学校構内での選挙運動や政治的活動については、事前に届け出の上行うこと。ただし、円滑な学校施設管理や生徒の学習活動への支障、学校の政治的中立性の確保への支障等が生じるおそれがある場合には、制限または禁止とする。
- (3) 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動は、事前に届け出の上行うこと。ただし、違法、暴力的又はそのおそれが高い場合や、学校生活に支障を及ぼす場合には、制限又は禁止することがある。
- (4) 満 18 歳未満の生徒の選挙運動は法律により禁止されている。

11 情報端末の使用とインターネットリテラシーについて

- (1) BYOD 端末は、学習目的に利用すること。授業中と進路準備、部活動の時間に許可された場合のみ利用することができる。
- (2) 校内の電源を使用した充電は禁止とする。
- (3) 学校で配布された個人アカウントは適切に管理すること。
- (4) 校内でデータ送受信の際は、ネットワークに過大な負担を与えないように注意すること。
- (5) 校内での撮影、録音、録画は許可のあった場合のみ利用できる。
- (6) 著作権や肖像権等の権利を侵害する行為を行ってはならない。

- (7) 他人を許可なく撮影しない。被写体の許可なく配布（SNSへのアップロード等）、グループ内共有等はしないこと。
- (8) 閲覧及びダウンロードした情報の著作権保護に注意すること。
- (9) 情報の発信に際しては、法令、その他公序良俗に反しないよう内容を十分吟味する。
- (10) SNSで学校生活に関することの発信や校内で撮影した動画の配信などは禁止する。
- (11) 学校情報、他者の個人情報等の漏えいは禁止する。
- (12) 誹謗中傷に当たる行為を行わない。
- (13) 不適切な行為をした場合は、使用の制限等の生徒指導を行う。